

## 第49回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和2年12月24日（木）9：30～10：45

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、小谷亜弓、児山秀一、久保山茂樹、玉川淳、  
檜山直春、宮田丈乃

事務局：（幼保児童施設課）小澤課長、八橋係長、横山主任、杉浦  
（保育課）岸課長、上野係長、芦澤主任

傍聴者：4人

### 1 開 会 （事務局（幼保児童施設課））

- ・委員7名全員の出席により会の成立の報告
- ・配付資料の確認

### 2 議 事 （会長による議事進行）

#### （1）家庭的保育事業所の事業認可について

○事務局（幼保児童施設課）【資料2（(仮)わくわく保育室）】により説明

〔補足事項〕家庭的保育事業所とは、親の就労等で家庭で必要な保育を受けることが困難な満3才未満の児童を、家庭的保育者の居宅等で保育する事業で、家庭的保育者とは、市長が行う研修を修了した保育士等であって保育に専念できる者。

家庭的保育事業を運営する事業所は、現在、市内に12カ所。

「神奈川県地域限定保育士資格」とは、「国家戦略特別区域法」による「国家戦略特別区域限定保育士」としての登録証を有し、登録日から3年を経過すると児童福祉法による保育士となるため、3年間は神奈川県内限定の保育士。

#### 【A委員】

「13 その他特記事項」について時系列を確認したい。本家庭的保育者は、今年3月23日に「神奈川県地域限定保育士資格」を取得し、その後、認可外保育施設に6か月勤務した経験があるとなっているが、現在も同認可外保育施設に勤務しているのか。

#### 【事務局（幼保児童施設課）】

そうである。

#### 【A委員】

保育士としての経験が6か月しかなく心配である。市のフォロー体制はあるのか。

#### 【事務局（保育課）】

市としても、保育経験が短いことが懸念されたため、どのようにフォローするか検討した。家庭的保育者子育て支援員研修終了後、本来、2日間の研修があるのだが、コロナ禍により無くなってしまったため、公立保育所と他の家庭的保育事業所へ計6日間の実地研修を実施することとした。通常、新規開所の場合、当課の家庭的保育支援者が月に1度訪問するのだ

が、月2度訪問することでフォローしていく考えである。

認可外保育施設での保育感の違いを言っているが、開所前にさまざまな保育を経験してもらい自身の保育感をスキルアップしてもらいたいと考えている。

**【A委員】**

一般的な考えとして、保育経験が6か月と短く、上長もいない場所で責任をもって運営できるのか心配である。市で丁寧なフォローしてもらいたい。

**【事務局（保育課）】**

当課としても、先ほど言ったとおり支援の回数を増やすなど適切にフォローをしていく考えである。

**【A委員】**

駐車場2台と記載があるが、位置図上のどの辺りか。

**【事務局（保育課）】**

駐車場は、現在、不動産屋に近隣で探してもらっている最中である。なるべく近い所を借りるよう調整しているが未定である。

**【B委員】**

0歳児の入所の月齢は何か月からか。

**【事務局（保育課）】**

通常3か月からである。本家庭的保育事業所へ入園する児童はまだ決まっていないが、入園希望があれば3か月から受け入れる。

**【B委員】**

先ほども意見があったが、家庭的保育者の保育経験が浅いため0歳児の入所対象月齢が心配される。自身の子育て経験はあるものの期間が経っているため十分配慮してほしい。

**【事務局（保育課）】**

委員の意見を踏まえ適切に対応したい。

**【会長】**

本家庭的保育者は、家庭的保育事業や保育に関連する事業も含め経験が浅いため、市はしっかり支援し認可に向けて手続きを進めてほしい。

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

## (2) 家庭的保育事業所の定員変更について

○事務局（幼保児童施設課）【資料3（おうち保育室ぽっぽ）】により説明

**【B委員】**

3号5人に定員が増えるが現状で職員の配置基準を満たしているのに、更に2人採用する予定となっている。児童に対し職員数が多くなるのではないか。勤務体制はどのようになるのか。

**【事務局（保育課）】**

職員の増員については、補助員の都合や手厚くしたいとの考えからである。

**【B委員】**

月齢の低い子どもであり1日の保育時間が長い中で職員が何人も変わることは子どもの精神的負担にもなるため、極力避けた体制のシフト作りをしてほしい。

**【事務局（保育課）】**

子どものことを考えると、なるべく同じ職員に見てもらうことがベストである。続けて同じ職員に見てもらえるようなシフトの組み方をするなどの対応を当課から働きかける。

**【B委員】**

子どもの情緒安定が一番大事であるためお願いしたい。

**【会長】**

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

**（3）令和3年度の特定教育・保育施設等の利用定員について**

○事務局（幼保児童施設課）【資料4】により説明

〔補足事項〕「特定」の付かない「教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）」と、「地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）」が「認可」を受け、子ども・子育て支援法に基づく市の「確認」を受けると「特定」が付き、「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」となる。

「確認」とは、認可を受けた施設、事業所が行う確認申請に基づき、その申請を受けた市長が各施設、事業の類型に従い、1号から3号の認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付対象とすることである。つまり、「認可」とは、施設、事業所を設置し運営することを認めることであり、利用定員を決め、「確認」を受けると、事業者は、児童に提供した教育・保育に対し、給付費を受け取れる。

**【C委員】**

「利用定員」については理解できたのだが、「認可定員」との兼ね合いはどのように捉えたらよいのか。県が認可している施設は、利用定員より認可定員が多いということで、園児1人あたりの利用面積が広くゆったりとしている園ということなのか。実際のキャパシティはどのくらいなのか。

**【事務局（幼保児童施設課）】**

定員には「認可定員」と「利用定員」があり、分かりにくい部分である。幼稚園や幼稚園型認定こども園は県が認可権を持っており、認可した当時は、おそらく床面積等から「認可定員」を最大受入人数で設定したのではないかと考えられる。

新制度が開始された平成27年度以降、「認可定員」とは別に「利用定員」を定め、この利用定員に基づき国の公定価格の単価が決まり、給付費が支給される流れとなっている。本市としては、「認可定員」と「利用定員」が異なると分かりにくいいため、平成27年度以降、本市に認可権のある保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所などについては、定員変更があった場合は両方の変更を行っているが、認可権のない幼稚園や幼稚園型認定こども園について、当初、県に確認したところ、「利用定員変更に伴う認可定員の変更は行わない。認可定員を上限として、その範囲内で利用定員を変更してほしい。」とのことだった。従って、認可定員と利用定員がずれている。

県が認可する幼稚園や幼稚園型認定こども園のキャパシティについては、「認可定員」が最大受け入れできる人数であるが、定員割れしている状況になっているため、ゆとりのある床面積になっている。

**【C委員】**

横須賀市で「認可」、「確認」した施設等は、キャパシティと「利用定員」の差が数値で見えてこないということか。

**【事務局（幼保児童施設課）】**

そうである。概ね「利用定員」を決め、それに合わせて施設整備をしているため、余裕のある床面積にはなっていない。

**【D委員】**

総合計で市の全体の増減は把握できたのだが、各地区のニーズに合わせた見通しになっているのか。

**【事務局（幼保児童施設課）】**

市内の待機児童数が多い地区は以前から久里浜地区のため重点的に対策を行っている。例えば、逸見地区はそれほど待機児童がいないため、増やしていない。

**【E委員】**

全体の利用定員の増加人数で1号はかなり増えているのに対し、2号、3号は53人の増となっている。現在の待機児童数から見て適切な数なのか。

**【事務局（幼保児童施設課）】**

1号が増えている理由としては、私学助成の幼稚園が新制度に移行すると、そのまま利用定員数が1号となるため多くなる。2号、3号は、新規整備をして定員を増やしたり、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行した際に3号を設定してもらうことなどで定員を増やしているため、当初は100人を超えることもあったが、徐々に少なくなっている。来年度も概ね同じ人数の増を予定している。

**【A委員】**

市としての計画があると思うが、照らし合わせて適切な数なのか。

**【事務局（幼保児童施設課）】**

「横須賀子ども未来プラン」があり、今年度から第2期が始まったところである。その中に、確保方策として供給量、整備量が記載されている。令和3年度の2号の保育利用数と比較すると整備量は約94%となっている。需要量はアンケート等により算出しているが、その時点での数値であり流動的なため、それほど把握していない。3号の1～2歳児の整備量は約85%、0歳児は約93%で整備的にはかなり上に行っている。

**【A委員】**

アンケート実施当時の数字かもしれないが、計画がある以上、関連して状況把握していく必要があると思う。市は必要なのは3号であるという考えで、1～2歳が30人、0歳が2人で、内訳から見ると、ほとんどが新たに幼保連携型認定こども園に移行したことに伴うものと建て替えによるもので、今後、新規の保育所を建てることや既存園で定員を増やすことが難しい中で、大幅な増員は見込まれない。従って、建て替えや移行によって2号、3号の定員を確保せざるを得ないと思われる。このような中、特に幼稚園から認定こども園への移行に關

し、事業者の意向をできる限り尊重しつつ既存の施設を有効活用してほしい。併せて、制度上の施設形態はいろいろあるが、予断を持たず検討してほしい。

**【会長】**

重要な指摘である。直ちに「横須賀子ども未来プラン」の数値と毎年一致することを迫られているものではないと思うが、プランとして考えているので、情報収集の制約もあると思うが、これまでの経緯等がどうであったのかなどを含め、94%という水準が合理的なものなのかどうなのか。プランとして参考値だとしても定めているのであれば、現在どのような状況なのかも合わせてみるのが重要なのではないか。引き続き、日々支援に活かせる取り組みを続けてほしい。

**【F委員】**

定員を増やしていく中で、職員の人材確保はどうなのか。

**【事務局（保育課）】**

人材確保は非常に厳しい状況である。公立保育所でも保育士の欠員が出ている状況である。市としては、神奈川県や政令市と連携し就職セミナーを開催するなど、また、保育士会や幼稚園協会とも連携し市内の潜在保育士の掘り起こしを行っていく。

**【F委員】**

横浜や川崎、東京に人材が流れてしまっているように思う。人材育成も大事だが、まずは、人材確保について対策を行ってほしい。

**【会長】**

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

**3 報告事項** （会長による議事進行）

- ・特になし。

**4 その他** （会長による議事進行）

- ・特になし。

**5 閉会** （事務局（幼保児童施設課））

- ・次回、第50回は令和3年3月25日木曜日の9時30分から12時に開催し、議事は「認可保育所の建替えに係る整備補助について」等の予定。

以上